

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

2-1 災害に強いまち

基本施策

基本的な方向性

2-1-1
地域防災の推進



地域防災訓練や自主防災組織の結成等を通じ、「自助・共助・公助」のそれぞれの役割に対する地域意識の高揚に取り組むとともに、地域での災害対応力を高めるための自主活動を支援します。

2-1-2
防災・減災基盤
の充実



「岩出市国土強靱化地域計画」「岩出市地域防災計画」に基づき、災害時に避難所となる公共施設の機能充実と長寿命化に取り組むとともに、災害備蓄や住宅耐震などの自助の取組を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。

2-1-3
火災予防の推進



地域防災訓練の実施や一日防火デーでの火災予防運動により、市民の防火意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携により、消防、救急、医療等体制の強化・充実に取り組みます。

2-2 安心して暮らせるまち

基本施策

基本的な方向性

2-2-1
交通安全対策の
推進



交通安全教室や啓発活動の実施により、交通マナー及び交通事故防止への意識醸成に努めるとともに、交通事故減少に向け、関係機関と連携を図りながら、道路標示・標識・カーブミラー・信号機等の交通安全施設の整備に取り組みます。

2-2-2
防犯環境の充実



犯罪抑止につながる防犯灯設置等を支援するとともに、地域と行政が一体となった地域見守り活動や自主防犯活動を推進し、犯罪が発生しにくい地域環境の整備に努めます。

2-2-3
消費生活の向上



消費者問題を未然に防止し、被害の発生を抑えるための消費者教育と窓口体制の充実に取り組みます。また、特殊詐欺については、関係機関と連携し、被害を抑制するための注意喚起と情報提供に努めます。

2-3 とともに支え合うまち

基本施策

基本的な方向性

2-3-1
支え合いのまち
づくり



地域の活動及び交流を支援し、地域住民が地域の諸課題に取り組める地域コミュニティの形成と強化に努めます。また、地域住民やボランティア団体、NPO等が行政活動に参加できる機会の充実に努めるとともに、積極的な参加を促進します。

2-3-2
地域福祉の推進



地域住民が、ともに支え合い、助け合う地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるよう、市民、関係組織・団体、行政が連携し、「自助」「互助・共助」「公助」のバランスのとれた協働のまちづくりに取り組みます。

総合戦略による取組 基本戦略3 安全・安心で住環境の良いまち

近年の頻発化・甚大化する自然災害に備えるため、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、消防団や地域コミュニティ及び関係機関等との連携を強化しながら、地域防災力の強化充実を図り、災害に対する安全確保に努めます。

市民の生命と財産を守るため、住宅等への耐震化補助やライフライン及び公共施設の地震対策、また、近年増加傾向にある集中豪雨に対する浸水対策事業を計画的に推進します。

地域の課題に対応するため地域社会の担い手の確保に努め、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍する地域共生社会づくりに取り組みます。

地域における防犯対策、交通安全の確保を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行政運営

2-1-1 地域防災の推進

本市の状況

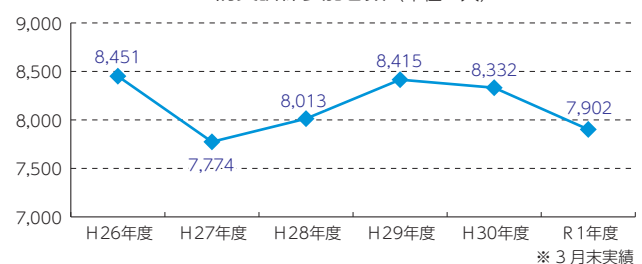
- 地域防災訓練では、市民・地域の防災意識向上と災害時に対応できる技術と知識を養うため、地震や風水害など、災害に応じた訓練を組み替えながら、初動体制の強化が図れる実践型訓練を中心に市内7会場で実施しています。
- 地域防災訓練では、「自助・共助・公助」への理解と認識を深め、市民・地域・団体・事業所が、それぞれの役割を担い、災害時に積極的に活動できる体制と組織づくりに取り組んでいます。
- 地域防災訓練への参加者が減少傾向にある中、一人でも多くの方に参加いただき、実施効果を高めるため、広報紙、各戸チラシ、イベントなどでの周知・啓発を図るとともに、訓練会場での参加者アンケートを実施するなど、市民ニーズの把握と訓練内容の充実に取り組んでいます。
- 地域防災訓練では、避難路確保、初期消火活動、避難所開設、応急救護など、自主訓練への参加を促すとともに、地域での声かけや広場等への参集など、地域が積極的に行う活動を推進し、自助・共助意識の高揚と地域活動の促進に取り組んでいます。
- 全国各所で発生する災害などにより、災害への危機意識や防災への関心が高まることで生まれる市民・組織・地域の積極的な活動を支援するとともに、災害に関する情報や防災対策への周知に努めるなど、更なる意識高揚に取り組んでいます。
- 市内避難施設等へ配備している備蓄物資及び資機材等の充実に努め、あらゆる災害時の状況を想定しながら、優先とされるものから順に配備を進めています。
- 災害時の情報伝達において、庁内及び関係機関との連携体制を強化するとともに、同報系防災行政無線のデジタル化やSNSの活用などによる情報伝達手段の複数化など、より効率・効果的な手段の確保に努め、地域への情報伝達体制の充実に取り組んでいます。
- 地域の防災意識を高めるとともに、災害時に市民同士が協力し合い、助け合えるよう、自主防災組織の結成を促進し、「自助・共助」の体制確立に取り組んでいます。
- 自主防災組織の結成については、地域内の問題も多く、組織数を年々増やし、各区・自治会に一組織の結成を実現させることは容易ではありませんが、地域の防災力を高めるため、自主防災組織が未結成となっている地域に対し、結成を働きかけるとともに、自主防災組織の活動促進や補助支援に取り組んでいます。



地域防災訓練 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加人数	8,451	7,774	8,013	8,415	8,332	7,902

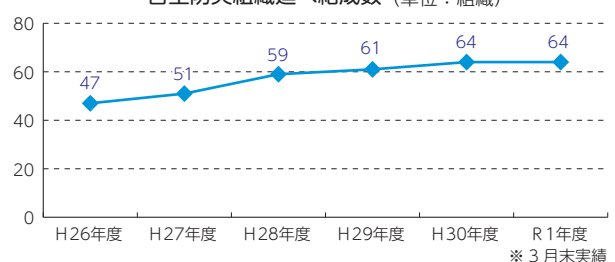
防災訓練参加者数 (単位：人)



自主防災組織結成 (単位：組織)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
組織数	47	51	59	61	64	64

自主防災組織延べ結成数 (単位：組織)



主な取組方針

取組方針 1 地域防災活動の推進

- 市民・地域の防災意識と初動体制の強化を図り、一人でも多くの市民が関心を持ち、参加することができるよう、地域防災訓練の内容充実と参加促進に努めます。
- 地域及び地域間における「共助」の強化を図るため、自主防災組織の結成と組織への活動推進及び支援に取り組めます。

取組方針 2 防災意識の高揚

- 「自助・共助」の意識を高めるため、地域防災訓練による自主訓練への参加や地域活動の促進に取り組めます。
- 「共助」意識の醸成のもと、地域協力体制の確立を図り、地域の防災意識を高めるため、自主防災組織の結成を促進します。

取組方針 3 地域防災体制の強化

- 各災害に応じ、必要とされる物資や資材を確保し、避難所運営の充実を図るための計画的な準備を進めます。
- 災害時の情報伝達の連携体制の強化を図るとともに、情報伝達範囲の拡大と手段の確保に取り組み、情報伝達体制の充実に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 地域防災力の強化

市民の誰もが「自助」「共助」の意識を持ち、防災に対する意識を高めるための啓発に取り組めます。
自主防災組織を全地域に組織されるよう啓発に努めます。
災害発生時に対応できる実践的な地域防災訓練を実施し、地域防災力の強化を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
自主防災組織の組織数	64 組織	67 組織	70 組織
総合戦略 KPI 地域防災訓練への参加人数	7,902 人	8,300 人	8,700 人

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和12年度
地域防災計画	昭和37年度～（随時見直し）
国民保護計画	平成18年度～（随時見直し）

2-1-2 防災・減災基盤の充実

本市の状況

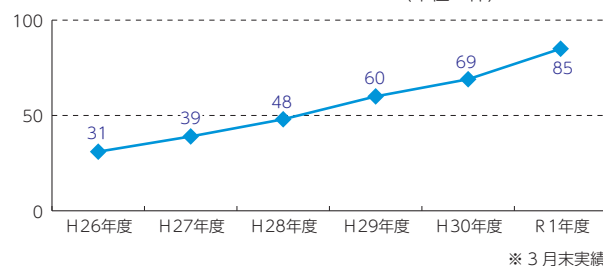
- 国の紀の川水系河川整備計画に基づき、紀の川狭窄部対策として、拡幅水路、河道掘削、樹木伐採などの対策が実施され、令和2年度の事業完了により、今後、周辺地区における減災効果が期待されています。
- 国・県等の事業については、国営総合農地防災事業による市内用排水路の整備をはじめ、根来川・住吉川の県河川の改修、また、市が調査を行った危険ため池を県が改修計画に基づき施工するなど、関係機関との連携を図りながら、浸水被害の軽減による減災対策として、整備・改修要望に取り組んでいます。
- 交通公園内の「堀口プール」跡地に、防災用備蓄倉庫や貯留式マンホールトイレなどを備えた「防災公園」を建設し、通常時は市民に親しまれる公園として、災害発生時には命を守る一時避難場所としての機能強化に努めています。
- 浄水機能を併せ持つ岩出市民プールが令和元年7月にオープンし、概ね1,300人の飲料水及び生活用水が確保できるよう、有事の際の飲料水確保に努めています。
- 公共施設の老朽化が進む中、「国土強靱化地域計画」「地域防災計画」「公共施設等総合管理計画」に基づき、事業費の平準化と事業財源確保に努めながら、避難施設をはじめとする公共施設の長寿命化と災害に強い施設への機能強化に取り組んでいます。
- 公共施設等総合管理計画において市が保有する48施設のうち、災害対策本部や避難所に指定される施設は31施設あり、ライフライン遮断時に自立稼働な設備を設置している施設が5施設となります。そのうち中長期の滞在が可能な避難施設が11施設です。
- 住宅耐震化については、住宅耐震への興味と防災意識の高揚を図るため、制度の周知に努めるとともに、市イベントや広報紙等による啓発に加え、耐震診断者への個別訪問やDM送付など、「自助」の取組としての周知を図るとともに、実施促進に取り組んでいます。
- 地震による建物の倒壊や家具転倒等による被害から生命及び財産を守るため、住宅耐震化及び家具固定等による「自助」の取組を推進・啓発し、実施経費に対する補助支援を行うなど、住宅耐震化件数の拡大に取り組んでいます。
- 防災マニュアルの全戸配布を行い、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、ため池ハザードマップなどの浸水・土砂災害等の情報提供に努め、市内危険箇所の周知を促すことで、自主避難行動につながる防災知識及び防災意識の高揚に取り組んでいます。
- 災害発生時における、各種インフラの早期復旧、必要とされる物資・資機材の調達などの応急対策や災害後の早期復興に万全を期するため、他の自治体との応援協定や事業者との災害時における協定の締結を進めています。また、市所有データ等のセキュリティ対策については、紀の川市との自治体クラウドの導入や遠隔地保管によるデータ媒体保管事業を実施するなど、市民生活に重要な影響を及ぼす業務について、継続・早期再開が図れるように取り組んでいます。



住宅耐震化補助 (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助件数	31	39	48	60	69	85

住宅耐震化補助延べ件数 (単位:件)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 浸水被害防止対策

- 河川・水路の排水機能の強化を図るなど、ゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減に努めます。
- 国事業となる国営総合農地防災事業や紀の川の堆積土砂掘削、樹木伐採、県による河川改修や危険ため池改修など、関係機関との連携を図りながら市内浸水対策の計画的な実施と早期完成に取り組みます。

取組方針 2 都市防災基盤の整備

- 住宅被害への抑制を図り、居住者の安全・安心を高めるため、住宅耐震化及び家具固定化を推進します。
- 市内公共施設の安全性を高め、防災時の機能強化を図るための長寿命化対策に取り組みます。

取組方針 3 防災まちづくりの推進

- 関係機関と連携し、災害時に求められるライフラインの確保に努めます。
- 自主避難行動による効果を高めるため、土砂、洪水、ため池など、市内危険箇所の情報提供と周知に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 防災まちづくりの推進

浸水対策を計画的かつ効果的に実施するとともに、国営総合農地防災事業をはじめ、国・県等との連携により浸水対策の充実を図ります。

市民の生命と財産を守ることを最優先として、住宅の耐震化支援、ライフライン・インフラ施設の耐震化等の地震対策を計画的に進めるとともに、自治体をはじめ、民間企業と災害時の救護や災害物資提供等の協定締結を進めます。

公共施設の耐震化は完了していますが、避難施設としての機能強化を図るため、マンホールトイレの整備や備蓄物資及び資機材等の充実などに取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
防災・減災対策の推進に満足している市民の割合	55.2%	68.9%	74.1%
住宅耐震化の補助件数（累計）	85 件	145 件	195 件
総合戦略 KPI	災害時応援協定締結件数	73 件	80 件
	マンホールトイレ設置数	11カ所	12カ所（完了）

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計 画 名	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和12年度
地域防災計画	昭和37年度～（随時見直し）
公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和27年度
耐震改修促進計画	令和3年度～令和7年度
ICT 部門業務継続計画	平成25年度～（随時見直し）

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-1-3 火災予防の推進

本市の状況

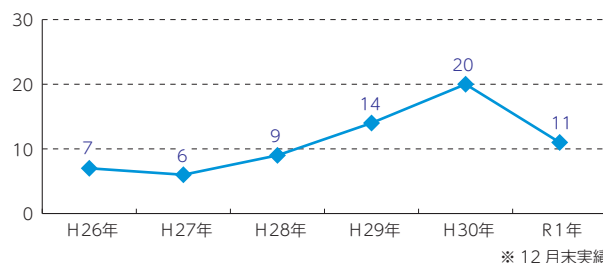
- 岩出市と紀の川市の2市で共同設置する那賀消防組合を常備消防組織とし、市消防団等との連携及び協力体制への強化を図りながら、市内消防体制の確立と機能充実に取り組んでいます。
- 岩出市、紀の川市、和歌山市、海南市、紀美野町の4市1町で構成する「和歌山広域消防指令センター」による通信指令業務の共同運用により、火災、救助、救急に対する消防及び救急無線の通信体制の強化・充実に取り組んでいます。
- 那賀消防組合、消防団、医療機関などの関係機関と連携し、総合消防訓練や集団救急事故総合訓練、地震災害時の救出救護訓練など、消防、救急、救助、救急医療体制の強化及び充実を図るための訓練を実施しています。
- 地域防災訓練での消火訓練や一日防火デーでの地域における訓練など、実際に消火器を使い、消火体験できる体験型訓練を推進し、火災の怖さを知ったうえでの危機体験からくる火災予防意識の高揚を図るとともに、火災被害を抑制するための初期消火行動がとれる市民の育成に取り組んでいます。
- 春と秋の全国火災予防運動に併せ、那賀消防組合、消防団、婦人防火クラブなどの関係機関等と連携し、市内街頭啓発等により、市民の火災予防意識の高揚に努めています。
- 火災警報器や消火器の設置など、家庭及び事業所への火災警戒体制への周知を促すとともに、危険物等の安全な取り扱いと適正な管理については、那賀消防組合による取扱事業所への教育及び指導等による事故未然防止対策に取り組んでいます。
- 火災件数は、平成29年3月に火災の判定基準が改正され、損害額1万円未満の出火事故が新たなカウント対象となったことで、火災件数は増加しています。市では、火災の防止はもとより、発生時における迅速な消火活動を実施するため、那賀消防組合や消防団などの関係機関と連携し、市民の生命・身体・財産の保護に取り組んでいます。
- 消防の活動拠点となる消防屯所等へ常備備品や資機材、また、消防団員等が扱う装備品など、消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援に取り組んでいます。
- 消防屯所は、昭和時代の建造物が半数以上あり、老朽化に伴う修繕を随時実施しながら、消防屯所の改修や建て替えに対する補助支援を行うなど、地域や消防団と協力し、施設の長寿命化に努めています。
- 市消防団に配備されている消防車両26台のうち、令和2年11月末時点で経過年数が20年を超える車両は4台となり、年次計画により車両の更新を進めています。



市内の火災状況 (単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
火災発生件数	7	6	9	14	20	11

火災発生件数 (単位：件)



主な取組方針

取組方針 1 消防・救急体制の強化と連携

- 那賀消防組合を核とした市内消防体制の確立と機能充実に努めます。
- 各関係機関との連携を図り、消防、救急、救助、救急医療による体制づくりに努めます。

取組方針 2 火災予防意識の高揚

- 消火体験できる体験型訓練を推進し、火災予防意識の高揚と消火技能の育成に取り組めます。
- 各関係機関との連携を図りながら、市内街頭啓発等を通じ、市民の火災予防意識の高揚に努めます。

取組方針 3 消防施設等の充実

- 消防屯所等への常備備品などの消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援に取り組めます。
- 消防団の活動拠点となる屯所等の整備充実や老朽車両の更新など、計画的な取組を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 火災予防意識の向上

「和歌山広域消防指令センター」での消防指令業務の共同運用により、各消防本部との連携、情報共有による通報体制の強化と業務の効率化に取り組めます。

市民の火災予防への意識向上を図るため、地域防災訓練や火災予防運動等の各種イベントにおいて啓発活動に取り組めます。

地域防災の核となる消防団の維持・向上を図るため、団員確保のための対策や活動環境の整備に取り組めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
消防団員数	332人	336人	341人
総合戦略 KPI 火災発生件数	11件(年間)	8件(年間)	6件(年間)

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	昭和37年度～(随時見直し)

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-2-1 交通安全対策の推進

本市の状況

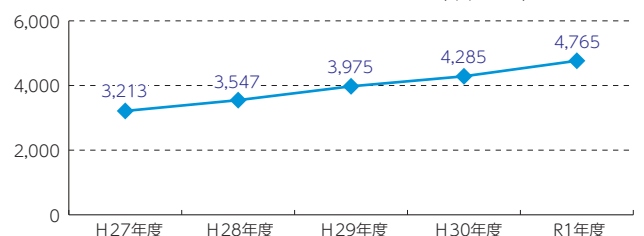
- まちの都市化に伴い、市内道路網の整備が進む中、道路交通による利便性が高まることで、交通量、車線数、交差点などの環境変化や更なる利便性を求め、道路交通に対する意見要望が増加してきています。
- 信号機や道路標示などに関する意見・要望が増加する中、公安委員会や警察などの関係機関に対し、周辺環境を考慮しながら、実現に向けた働きかけを実施しています。
- 都市化に伴い交通量が増える中、歩行者・自転車利用者の交通事故防止対策が重要となっています。歩行者等の安全を確保するため、転落防止柵、ガードレール、カーブミラーなど、交通安全施設の整備と充実に取り組んでいます。
- 道路交通に対する安全確認については、道路パトロールによる安全確認を実施するとともに、路面・付属施設等の点検業務結果に基づく道路現状把握などに取り組み、路面状況や付属施設等の安全性を保持するため、危険性や重要性の高いものから、優先的に改修を進めています。
- 市道山西国分線（通称：農免道路）を重点路線とし、市内主要幹線道路の歩道整備に取り組んでいます。既存道路沿いには、住宅、店舗等が立ち並び、歩道設置を進めていくには、用地の取得が最大の課題となります。



市道山西国分線歩道延長 (単位：m)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歩道延長	3,213	3,547	3,975	4,285	4,765

市道山西国分線の歩道延長 (単位：m)



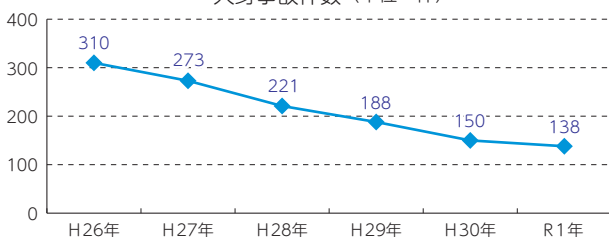
※ 3月末実績

- 交通安全への理解と知識を深めるため、交通安全運動による街頭啓発をはじめ、交通少年団の活動による通学時等の自転車マナーやときめき交通大学のカリキュラムなど、小学生や高齢者など、交通弱者を中心とした交通安全教室及び講座を実施しています。

人身事故件数 (単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
人身事故件数	310	273	221	188	150	138

人身事故件数 (単位：件)

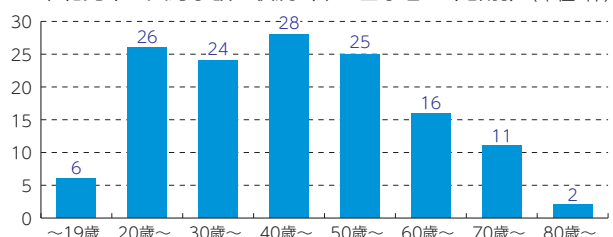


※ 12月末実績

令和元年の人身事故の状況（第一当事者の年齢別） (単位：件)

138件	～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～	80歳～
年齢別事故件数	6	26	24	28	25	16	11	2

令和元年の人身事故の状況（第一当事者の年齢別） (単位：件)



※ 「第一当事者」とは事故当事者のうち最も責任の重い者をいい、責任が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者

※ 12月末実績

主な取組方針

取組方針 1 交通安全施設の整備

- 交通規制等の要望については、実現に向け、関係機関に対し働きかけを行います。
- 歩行者の安全確保として、転落防止柵、ガードレールなど、交通安全施設の整備と充実に取り組みます。

取組方針 2 幹線道路の歩道設置

- 市道山西国分線を重点路線とし、今後も用地確保のできたところから、順次、歩道整備を進めます。

取組方針 3 交通安全意識の高揚

- 交通安全への理解と知識を深めるため、街頭での啓発活動に取り組みます。
- 交通少年団やときめき交通大学を通じ、小学生や高齢者などの交通弱者を中心とした交通安全教育の充実に取り組みます。
- 道路パトロールなどの安全確認を実施し、路面状況や付属施設等の安全性を保持するための補修・改修を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 交通安全対策の充実

交通事故抑止に向け、特に小学生や高齢者の交通安全教育、運動を推進します。
交通安全施設の整備・改良等により交通安全環境の充実を図ります。
交通量の多い、主要幹線道路等の歩道設置に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
交通安全対策の充実に満足している市民の割合		45.2%	61.9%	68.4%
総合戦略 KPI	交通事故発生件数	138 件 (年間)	117 件 (年間)	99 件 (年間)
	市道山西国分線歩道設置率	85.8%	100%	—

SDGs の目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-2-2 防犯環境の充実

本市の状況

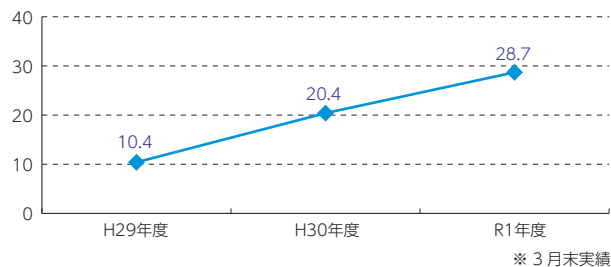
- 防犯灯は、夜間における歩行者等の通行安全と犯罪被害の未然防止を図るため、区・自治会長の申請のもと「岩出市防犯灯設置要綱」に基づき設置しており、住民が安心して生活ができ、より明るく、安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。
- LED 防犯灯は、「岩出市 LED 防犯灯設置補助交付要綱」に基づき、地球環境への負荷が少ない LED 防犯灯の設置を促進し、環境にやさしいまちづくりに向け、区・自治会等が維持管理する既存の蛍光灯防犯灯を LED 防犯灯に移行するための支援に取り組んでいます。
- LED 防犯灯の移行率は、令和 2 年 3 月末時点 28.7% となります。
- 時代の変化により、社会・経済環境が目まぐるしく変化する中、犯罪の手口も複雑多様化し、地域での自主防犯対策への取組が重要となることから、市では、区・自治会や地域ボランティア等に対し、防犯グッズの貸し出しを行うなど、地域活動への支援に努め、地域防犯体制の充実に取り組んでいます。
- 地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害を未然に防止するため、啓発活動、市内放送、安心・安全メールなど、不審者情報等の発信と注意喚起に取り組んでいます。
- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯自治会などとの協力体制のもと、防犯講座や啓発活動に取り組んでいます。
- 生活安全推進協議会などの各関係団体との連携及び活動支援を行うとともに、岩出市職員自主防犯パトロール隊による青色パトロールや夜間防犯パトロールの拡充に努め、市内犯罪や青少年の非行防止など、安全で安心できるまちづくりの推進に取り組んでいます。

防犯灯の LED 化

(単位：％、基)

	H29年度	H30年度	R1年度
LED 化率	10.4	20.4	28.7
防犯灯数	3,618	3,627	3,653
LED 防犯灯数	377	738	1,048

市内防犯灯の LED 化率 (単位：％)

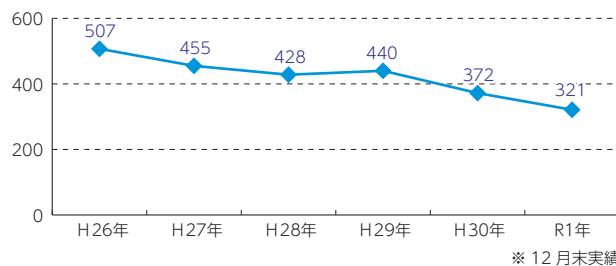


防犯対策

(単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
刑法犯認知件数	507	455	428	440	372	321

市内刑法犯認知件数 (単位：件)



- 防犯カメラは、犯罪の未然防止など、犯罪への抑止効果が期待されることから、これまで設置に対する検討を進めてきました。現在、見守りカメラを 25カ所に設置していますが、設置にあたりプライバシーの保護やデータ等の管理体制など、問題点も多いことから、コンビニなどの事業所の設置カメラとの連携も視野に入れ、調査・検討に取り組んでいます。
- 近年、消費生活に絡んだ詐欺手口として、悪質サイト、架空請求ハガキ、還付金などの詐欺件数が増加傾向にある中、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、警察、市消費生活相談窓口との連携により、市内放送や安心・安全メールによる注意喚起を促すなど、市民への情報発信に取り組んでいます。

主な取組方針

取組方針 1 防犯灯の整備

- 岩出市防犯灯設置要綱に基づき、区・自治会長から申請があった防犯灯を設置し、夜間の安全確保に努めます。
- 防犯効果や維持管理コストの抑制効果を踏まえ、LED 防犯灯への移行を推進します。

取組方針 2 地域防犯活動の促進

- 犯罪の手口が複雑多様化する中、地域活動の取組を支援し、地域での自主防犯対策への取組を推進します。
- 地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害の未然防止に努めます。
- 生活安全推進協議会など、各関係団体との連携を図り、安全で安心できるまちづくりの推進に取り組みます。

取組方針 3 防犯体制の充実

- 防犯カメラの設置については、プライバシー保護などの問題もあることから、事業所設置カメラを視野に入れた調査・検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 防犯環境の充実

生活安全推進協議会と連携した自主防犯活動の推進や「自主防犯パトロール隊」の充実・拡大を図ります。

地域内道路への防犯灯の設置、メール配信サービス等による防犯情報の発信に努め、防犯環境の充実を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
防犯対策の充実に満足している市民の割合		35.4%	56.1%	63.8%
総合戦略 KPI	刑法犯認知件数	321 件 (年間)	272 件 (年間)	231 件 (年間)
	岩出市安心・安全メール配信サービス登録数	7,736 件	9,300 件	10,100 件

SDGs の目標との関連



2-2-3 消費生活の向上

本市の状況

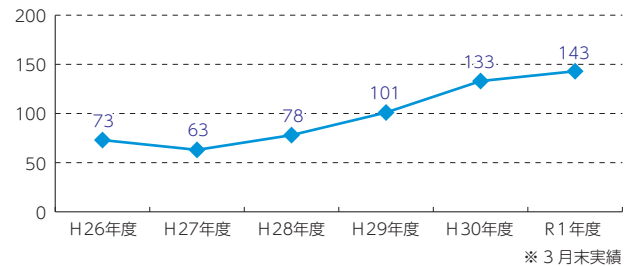
- 令和元年度から専門相談員による相談窓口の開設日数を増やすとともに、紀の川市との相互受入協定や和歌山県消費生活センターとの連携など、消費生活相談体制の充実に取り組んでいます。
- 社会環境の変化やインターネットの活用により、キャッシュレスやネット販売など、「お金を持たず」「店に行かず」に買い物ができる便利な時代になりましたが、一方で、事業者とのトラブルや詐欺被害など、消費者トラブルへのリスクも高まり、市に寄せられる消費生活相談件数は、年々、増加しています。
- 令和元年度の消費生活相談は、上位順で通信販売が32%、店舗購入が23%、特殊詐欺が20%となり、平成26年度の相談件数と比較すると、全体で約2倍の143件となり、通信販売や特殊詐欺による相談が大きく伸びています。
- 消費生活相談では、特殊詐欺や商品の送り付けなどのトラブルに悩まされる在宅の高齢者が多く、市では地域や高齢者に対し、相談窓口の周知を行うとともに、身近な存在となる民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者を地域で見守る体制づくりに取り組んでいます。
- 消費生活相談の内容や悪質商法の手口など、年々、巧妙化しており、消費者に対し、柔軟かつ適切な相談対応ができるよう、法令に関する知識や相談事例などの情報収集に努めるとともに、実務研修への参加など、担当職員の資質向上に努め、相談窓口の強化に取り組んでいます。
- 消費者トラブルに遭遇してしまった場合、その後の対応や事業者との話し合いなど、消費者自身で解決していくのは非常に難しく、中には詐欺や悪質な勧誘に巻き込まれるなど、警察や弁護士への相談に転じるケースがみられます。
- 消費者トラブルの未然防止を目的に、物資等による啓発、市内放送や広報紙等による情報提供に取り組んでいます。
- 平成27年度からは、ふれあい学級や地域ケア会議などで出前講座を実施し、高齢者を取り巻く生活環境を視野に入れ地域の見守り強化を図りながら、消費者育成のための実践的な消費者教育に取り組んでいます。
- 製品事故等の未然防止及び消費者保護を目的に、「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づき、事業所への立入検査を実施し、消費生活の安全確保に努め、安定した消費生活を送れるまちづくりに取り組んでいます。

消費生活

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	73	63	78	101	133	143

消費生活相談件数 (単位：件)

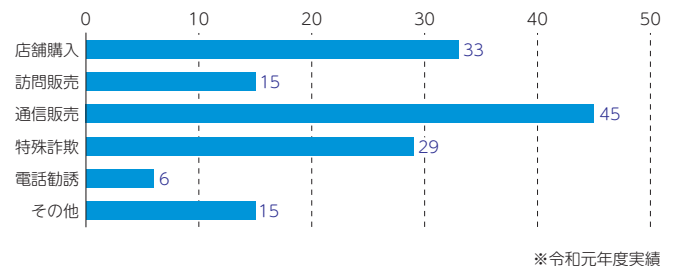


令和元年度の相談状況

(単位：％、件)

	店舗購入	訪問販売	通信販売	特殊詐欺	電話勧誘	その他	計
販売購入形態別割合	23	10	32	20	4	11	100
相談件数	33	15	45	29	6	15	143
H26との比較	+15	+5	+28	+24	-2	0	+70

販売購入形態別件数 (単位：件)



主な取組方針

取組方針 1 消費生活相談の充実

- 民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者等を地域で見守る体制づくりに取り組みます。
- 専門相談員による相談窓口の開設日数を増やし、相談体制の充実を図ります。
- 紀の川市との相互受入協定や県消費生活センターとの連携により、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 実務研修への参加や資格取得など、担当職員の実務面での資質向上を図り、相談窓口の充実に努めます。

取組方針 2 消費者教育の拡充

- 物資等による啓発、出前講座など、消費者の育成を図るため、実践的な消費者教育に取り組みます。
- 多発するトラブル事例の周知及び注意喚起を図るため、啓発チラシ等による情報発信を行います。

取組方針 3 消費生活商品の安全確保

- 「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づく、立入検査を行います。
- 製品事故等の未然防止や商品の適正表示を促すとともに、消費生活の安全確保に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 安心な消費生活

消費者被害から市民を守るため、関係機関と連携し、未然防止に努めるとともに、相談窓口の充実に努めます。
多様化する消費者問題に対する市民の意識を高めるため、消費生活出前講座等を通じた啓発活動を行います。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
消費生活等相談件数		143件	170件	180件
総合戦略 KPI	出前講座参加人数(累計)	848人	2,500人	4,000人
	相談解決割合	95.0%	97.0%	98.0%

SDGsの目標との関連



2-3-1 支え合いのまちづくり

本市の状況

- 市民一人ひとりの生活の規範となる市民憲章については、広報紙や市ウェブサイトでの周知を行うとともに、市施設へののぼり設置やイベント時の資料掲載など、市民が市民憲章に触れる機会を増やし、市民憲章に対する意識を高めるための取組を積極的に進めています。
- 市イメージキャラクター「そうへいちゃん」の活用を図りながら、市民憲章の啓発活動に取り組むとともに、小中学生による書写や文化祭への作品展示など、積極的に継続した取組を推進しています。
- 宅地開発が進み、住宅及び世帯ともに増加推移にありますが、個人の生活スタイルが尊重され、地域での支え合いや地域活動への希薄化が進むことで、区・自治会からの脱会や新興住宅による未加入世帯の増加などにより、区・自治会への加入世帯数は、年々減少しています。
- 転入者へのチラシ配布や自治会の新設など、加入促進対策に取り組むとともに、地域課題に対応できる地域コミュニティの形成、既存の区・自治会と新設自治会などの相互連携強化など、地域コミュニティの醸成に取り組んでいます。
- 地域コミュニティにおける希薄化が進む中、地域の活動拠点となる地区集会所の整備や区・自治会振興助成金による地域活動支援など、地域の自主活動を促進するための体制づくりに取り組んでいます。

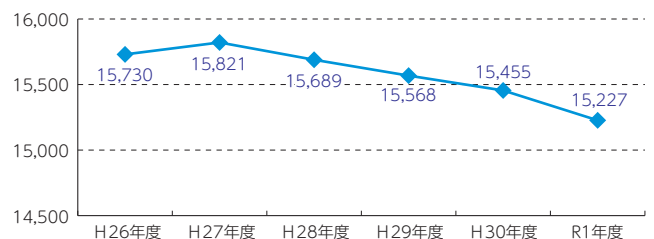


自治会等加入世帯数

(単位：世帯)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
加入世帯数	15,730	15,821	15,689	15,568	15,455	15,227

区・自治会への加入世帯数 (単位：世帯)



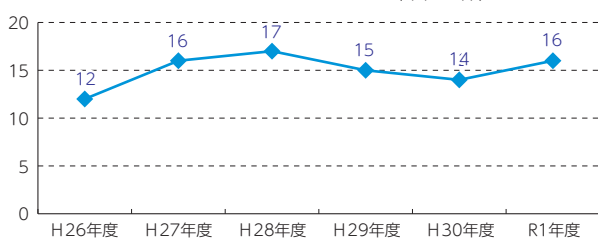
※ 3月末実績

地区集会所整備補助件数

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助件数	12	16	17	15	14	16

地区集会所整備補助件数 (単位：件)



※ 3月末実績



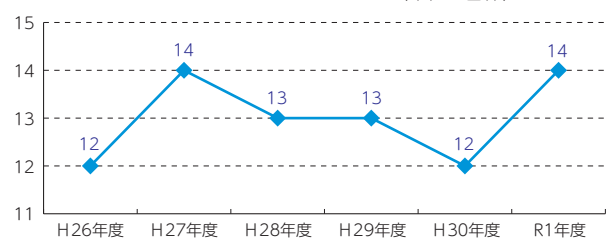
- NPO の認定法人数は、年度間の増減を繰り返しながら、ピーク値をしていますが、解散団体もあることから、非営利活動での運営や担い手づくりなど、組織活動の維持存続は、厳しい状況にあると言えます。
- 各団体の活動状況の把握、行政との情報共有に努めるとともに、可能な団体については、業務委託の活用を図るなど、NPO をはじめとする市民活動団体の活動促進に取り組んでいます。

NPO 法人

(単位：団体)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
法人数	12	14	13	13	12	14

市内所在認定 NPO 法人数 (単位：団体)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 市民憲章の啓発

- 市民一人ひとりの生活の規範となる市民憲章の周知に努めます。
- 市民が市民憲章に触れる機会を増やし、市民憲章に対する意識を高めるための取組を積極的に進めます。
- 市イメージキャラクター「そうへいちゃん」の活用を図りながら、郷土への愛着を育みます。

取組方針 2 地域コミュニティの形成

- 地域での支え合いや地域活動への希薄化が進む中、転入・未加入者への加入促進対策に取り組みます。
- 地域課題に対応できる地域コミュニティの形成と醸成に取り組みます。
- 地区集会所の整備や地域活動支援など、地域の自主活動を促進するため支援に努めます。

取組方針 3 市民活動への支援

- 非営利活動での運営や担い手づくりなど、組織活動の維持存続に対する支援に努めます。
- 各団体の活動状況の把握、行政との情報共有に努めるなど、市民活動団体の活動促進に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 協力し合える地域づくり

小学校低学年から「市民憲章」に触れあい、郷土への愛着を育て、ふるさと意識及び定住意識の向上を図ります。地域活動の拠点となる地区集会所整備の補助や地域活動のための助成をすることで、住民同士の支え合いの支援に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
地域コミュニティの形成に満足している市民の割合	34.5%	56.9%	64.9%
区・自治会数	388 団体	390 団体	390 団体
イメージキャラクター市内イベント参加数	3 回	4 回	4 回
総合戦略 KPI 区・自治会加入世帯数	15,227 世帯	15,400 世帯	15,400 世帯

SDGs の目標との関連



2-3-2 地域福祉の推進

本市の状況

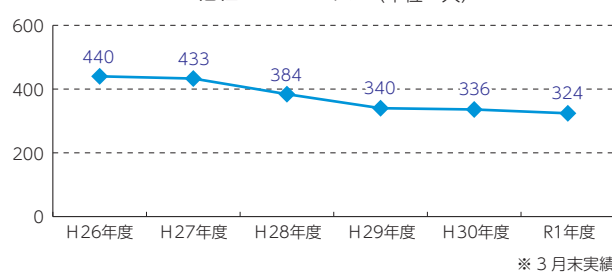
- 高齢化社会の進展により、高齢者人口の増加、自治会加入者の高齢化、世帯における核家族化の進展、個人意識の加速などにより、地域や家庭における人のつながりの希薄化が進む中、地域福祉を進めるにあたり、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いを支え合う「互助」、NPO やボランティア等で支え合う「共助」への取組が非常に重要となっています。
- 地域福祉計画策定に係る令和元年度の市民意識調査では、概ね 8 割の方が福祉に関心を示す中、「あまり関心がない」と答えた方の中では 20 歳代の占める割合が最も高くなっています。地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、特に若い年代の方が地域福祉や地域に関心を持つことや、主体的に福祉活動に関わっていく意識の醸成が重要となる中、地域福祉についての講演会や講座等の開催に取り組んでいます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、子育て家庭等が地域で孤立することのないよう、民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけをはじめ、民間事業者等と協定を結ぶなど、見守り体制づくりに努めていますが、高齢化の進展に伴い、民生委員・児童委員や地域見守り協力員などのなり手不足が課題となっています。
- 地域福祉計画に基づく各施策の推進を図りながら、お互いが助け合い、地域福祉活動に積極的に参加できる地域の体制づくりを進めるため、社会福祉協議会との連携強化に努めています。
- 要支援・要介護認定者や障害のある人など、支援を必要としている方が増えており、地域の中での支え合い、助け合いが必要となっているため、地域における活動やボランティアに対する関心が深まるよう、社会福祉協議会が開催する講座や研修等に関する情報や地域福祉活動等の紹介など、情報提供に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会に登録のあるボランティア（福祉ボランティア）の人数は減少傾向にありますが、防災、防犯、福祉、環境、教育など、幅広い分野にわたり自主活動いただいている団体は多くあり、市では、地域での自主活動が行えるよう、ボランティア活動の機会の拡充と参加意識を高めるための周知・啓発に取り組んでいます。
- 災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）で、事前に同意していただいた方の名簿情報を消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者と情報共有することで、災害発生時の避難支援等に役立てるよう体制づくりに取り組んでいます。
- 名簿情報の共有により日頃から地域における声かけや見守り、災害発生時における安否確認や避難支援等を迅速に行えるよう、地域の方々への助け合い、支え合いへの理解と意識向上のための普及啓発に取り組んでいます。



社会福祉協議会の登録ボランティア人数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
福祉ボランティア	440	433	384	340	336	324

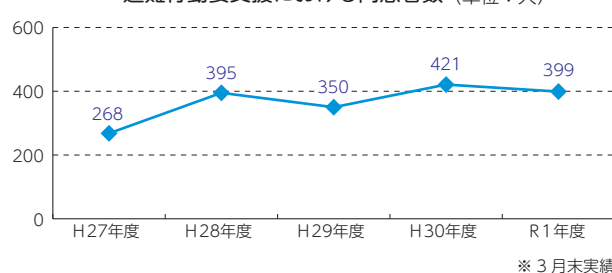
福祉ボランティア (単位：人)



避難行動要支援 (単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
情報提供同意者数	268	395	350	421	399

避難行動要支援における同意者数 (単位：人)



主な取組方針

取組方針 1 地域福祉体制の構築

- 地域・家庭が助け合い、「自助・互助・共助、公助」が相まった支え合いのまちづくりを目指します。
- 地域住民が、お互いに理解し、協力し合い、支え合えるよう、地域住民の意識醸成に努めます。
- 地域での自主活動やボランティア活動の機会を拡充し、参加意識を高めるための周知・啓発に取り組みます。
- 地域福祉計画に基づき、地域福祉活動に積極的に参加できる地域の体制づくりに取り組みます。

取組方針 2 地域活動への支援

- 地域における活動が活性化されるよう、社会福祉協議会との連携と活動支援に取り組みます。
- 災害等発生時の支援策として、避難行動要支援者登録名簿の整備と情報共有に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 地域福祉の充実

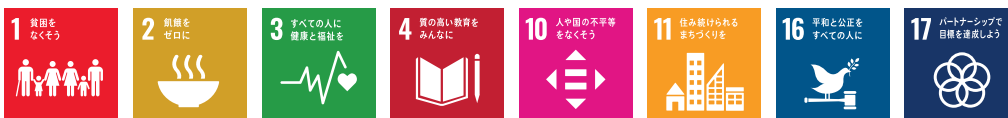
民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけ活動を推進するとともに、避難行動要支援者支援制度などを通じて、緊急時や災害時に助け合い、支え合うことのできる地域づくりに取り組みます。助け合いができる地域づくりを推進するため、ボランティア養成等の講座を通じて地域福祉の担い手づくりに努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
地域福祉の充実に満足している市民の割合	44.4%	69.8%	76.9%
福祉ボランティアの人数	324人	328人	330人
総合戦略 KPI	地域見守り協力員の人数	14人	30人
	地域福祉講座参加人数(累計)	417人	900人
			1,400人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

